

事 務 連 絡

平成 3 0 年 1 1 月 1 日

首席矯正処遇官（処遇担当）

面会所の音・衝撃センサー等の取扱いについて

本年 8 月 1 2 日、警察署に勾留中であつた被疑者が、面会室に設置されるアクリル板を破壊し、同面会室から逃走した事件に鑑み、同種事案発生防止を目的とし、弁護人面会室等に音・衝撃センサーを設置したところである。

については、標記について下記のとおり定めるので、遺漏のないよう留意されたい。

記

1 設置場所

音・衝撃センサー（送信機を含む。以下同じ。）を弁護人面会室 1 ないし 3 及び女子面会室内左上部のアクリル板（いずれも面会人側）に設置し、同センサーの受信機は面会所内職員待機所に付置する。

2 性能

- (1) 音・衝撃センサーは、音や衝撃を感知したときに、送信機を介して受信機から警報音を発する仕組みとなっており、同センサーの感知レベルは「強・中・弱」の三段階、受信機の音量は「大・中」の二段階である。
- (2) 同センサーの感知レベルが「強」及び「中」の場合、面会人の通常の声量でも反応することから、感知レベルは「弱」としておき、受信機の音量は「大」としておくこと。

3 点検

- (1) 面会立会係は、毎朝（勤務開始前）に、アクリル板をたたくなどして、音・衝撃センサー及び受信機が正常に機能するか確認し、毎夕（勤務終了時）に、同センサーの破損、盗難等がないか確認すること。

なお、休日面会については、保安事務当直者が、面会開始前及び終了時に前記同様に同センサー等の機能等を確認すること。

- (2) 上記点検の結果、同センサー及び受信機に異常がなければ、面会・接見日

誌に、「音・衝撃センサー及び受信機異常なし。」等と表記及び押印し、異常があれば、「弁護士面会室1のセンサー電池切れのため交換する。その他異常なし。」等と表記及び押印する。

4 その他

音・衝撃センサー及び受信機の取扱いなどに疑義が生じた際は、首席矯正処遇官（処遇担当）又は統括矯正処遇官（第一担当）の指示を仰ぐこと。